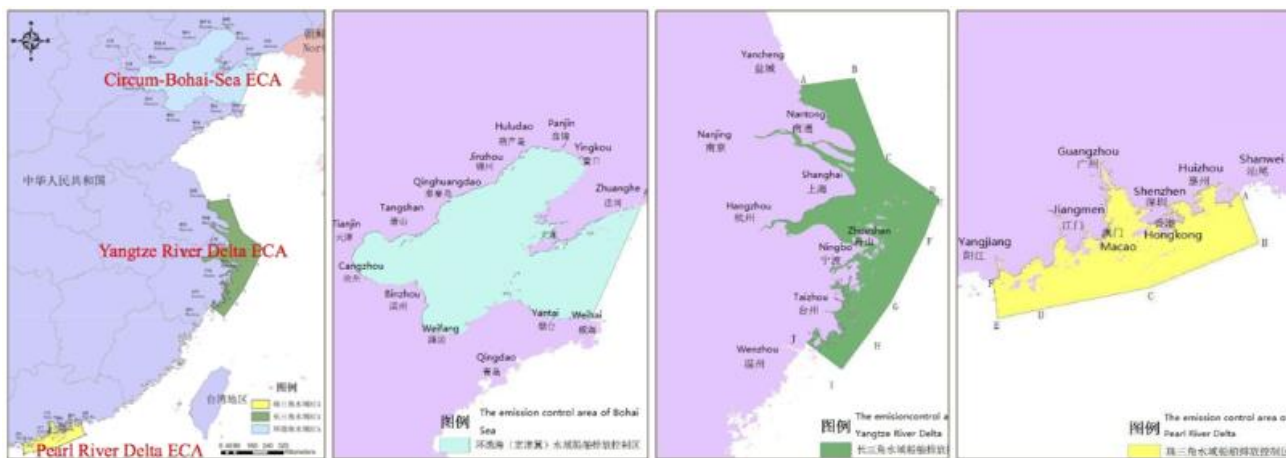


Gard Alert

中国の排出規制海域 – 船用燃料の硫黄分要件の強化について



こちらは、英文記事「[Chinese ECAs – sulphur requirements for marine fuels](#)」(2016年9月2日更新版)の和訳です。

[2018年9月3日付の排出規制の実施期限変更についての最新記事](#)もご参照ください。

中国は、国内3か所の排出規制海域(ECA)において、船舶からの大気汚染物質の排出要件をさらに強化します。

2015年9月、中国交通運輸部は、国内のいくつかの主要港において硫黄分と窒素酸化物の排出を最大65%削減することを目標とした5か年計画「*Ship and Port Pollution Prevention Special Action Plan (2015–2020)* (船舶・港湾汚染防止特別行動計画)」を発表しました。その後発表された、珠江デルタ、長江デルタ、環渤海海域を排出規制海域(ECA)に指定する規則によって、ECA内での燃料油の硫黄分上限値が0.50%に設定されましたが、この規則は、上記目標を達成するための重要なステップであると考えられます。

中国新規則の要点

1) 新規則は、ECA内において航行、停泊、操業するすべての船舶に適用されますが、軍用船、漁船、スポーツ目的の船舶・ボートは対象外となります。

2) ECA内の11の港湾が重要港として指定されています。

- 珠江デルタの広東省 Shenzhen、Guangzhou、Zhuhai
- 長江デルタの上海、Ningbo-Zhoushan、Suzhou、Nantong
- 環渤海海域の Tianjin、Qinhuangdao、Tangshan、Huanghua

3) 2017年1月1日以降、11の重要港に寄港する船舶は、着積中に硫黄分0.5%以下の燃料を使用しなければなりません。2018年1月1日以降は、同要件の適用範囲がECA内の全港湾に拡大されます。

4) ただし、11の重要港においては、2017年1月1日を待たずに自主的に当該要件を義務化することが認められています。そのため、着積中に硫黄分0.50%以下の燃料の使用を義務付ける要件は、長江デルタの重要港では2016年4月1日から施行されており、また、珠江デルタのShenzhen港に寄港する船舶に対しては、2016年10月1日から適用されることとなります。Gardのコレスポンデントである Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.によりますと、珠江デルタのその他の重要港は、新規則に基づく要件の実施は2017年1月1日まで見送られるようです。

- 5) 着棧後、1時間以内に適合油に切換え、離棧の1時間前まで適合油を使用する必要があります。現地コレスポンデントによると「着棧中」の定義は、最初の係船索を固縛した時点から全ての係船索を綱放しした時点までとされているようです。
- 6) 2019年1月1日以降、ECA内を運航する船舶は、硫黄分が0.5%以下の燃料を使用しなければなりません。燃料油切替え作業は、ECAへの入域前、ECAからの出域後に完了しなければなりません。
- 7) 中国当局は、排出削減面において同等以上の効力を備えた代替手段（陸上電力の使用、排ガス浄化スクラバー、クリーン燃料（LNG）など）による遵守も認めるものと思われます。
- 8) 国内ECAとして3つの海域が指定されたものの、ECAについて、中国の新規則とMARPOL条約付属書VIとの間には直接的な関連性はありません。
- 9) 現行の規則は硫黄酸化物のみに適用され、現段階では窒素酸化物の排出に適用される要件はありません。
- 10) 中国政府は、2019年末頃に、将来さらに厳格な燃料品質要件を課すべきかどうかを決定する予定です。硫黄分上限の0.1%へのさらなる引き下げが検討されています。

さらに詳しくは、現地コレスポンデントの2015年12月11日付サーキュラー[PNI 1510](#)、2016年1月29日付サーキュラー[PNI 1601](#)、2016年8月23日付サーキュラー[PNI 1607](#)および2016年9月2日付サーキュラー[PNI 1608](#)をご覧ください。

実施に関するガイドライン

中国海事局（MSA）は、排出規制措置の遵守状況の確認方法について詳説した、ECAの実施・管理に関する[ガイドライン](#)を発表しました。当該確認方法は、MARPOL条約付属書VIの規定を踏まえたものであり、以下の事柄が含まれます。

- 低硫黄燃料を使用している船舶に対しては、バンカー・デリバリー・ノート、燃料切替え作業手順、機関室航海日誌の記録、燃料油の品質・サンプルの検査。
- 陸上電力、LNG、排ガススクラバー等の代替手段を使用している船舶に対しては、国際大気汚染防止（IAPP）証書・記録、機関室航海日誌の記録の検査。

不遵守が発見された場合、中華人民共和国大気汚染防止法第106条に従って、警告、是正指示、船舶の拘留または罰金等の罰則が科されます。

さらに詳しくは、現地コレスポンデントの2016年2月22日付サーキュラー[PNI 1602](#)および2016年4月11日付サーキュラー[PNI 1605](#)をご覧ください。

推奨事項

上記内容を踏まえて、中国に寄港予定のある船舶に対して、適切な指示を与えるようにしてください。遅延の発生や罰則を被ることがないように、以下を確実に実施してください。

- 中国の新規則への遵守を確実にするために、燃料補油計画と燃料油切替え手順の点検・見直しを行うこと。
- 中国の港への入出港の日時、燃料切替え作業の開始・終了時刻をその都度なるべく早く記録した上で、検査時にすぐに提出できるようにしておくこと。
- 補油された低硫黄燃料油のバンカー・デリバリー・ノート（BDN）と代表サンプルを取得・保持して

おくなどして、購入した燃料油の品質を書面で証明できるようにしておくこと。

- 現地の各都市と関連当局では、新規則の実施状況や講じるべき規制措置を継続的に評価しています、そのため、その時々適用される港湾要件について、現地の代理店または港湾当局に確認すること。

香港でも、2015年7月1日以降、同様の要件が実施されています（[2015年3月23日付の Gard Alert](#) をご覧ください）。また、欧州連合（EU）は、2010年1月1日以降、港内着棧中には硫黄分0.10%以下の船用燃料を使用することを義務付けています。2013年9月5日付の Gard Alert「[EU 域内港湾での不適合燃料使用に対する罰金について（英文のみ）](#)」では、EU 規則の施行後に同地域内の諸港に寄港する際に直面する課題について取り上げるなど、中国の ECA 内の各港に寄港する船舶にとっても参考となる有益なアドバイスが提供されています。

本 Alert は、[2015年12月14日付](#)および[2016年1月27日付](#)の Gard Alert の内容を更新するものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。